

公益財団法人川越女子高等学校同窓会吉川奨学財団^{きっかわ}

個人情報保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人川越女子高等学校同窓会吉川奨学財団^{きっかわ}（以下「この法人」という。）の事業活動に伴う個人情報（以下「個人情報」という。）を保護するため、この法人の評議員、理事、監事、選考委員（以下「役員等」という。）及びこの法人の事務に従事する職員（以下「職員」という。）が遵守すべき個人情報の保護に関する基本事項を定めることを目的とする。

(個人情報の定義)

第2条 この規程において、個人情報とは、この法人の事業を遂行する上で取得した一切の個人情報をいう。

(利用目的)

第3条 この法人の個人情報の利用目的は、奨学生の募集及び選考のために限るものとし、この目的以外では個人情報を取得しないものとする。

(個人情報の提供)

第4条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。

(役員等の責務)

第5条 この法人の役員等及び職員は、この規程及び関係法令を遵守するとともに、職務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いたときも同様とする。

(個人情報管理責任者)

第6条 個人情報管理責任者（以下「責任者」という。）とは、代表理事によって指名された者であって、個人情報保護の運用に関する責任と権限を有する者をいう。

- 2 責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を計り、個人情報が外部に漏えいしたり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすることがないよう管理する責を負う。
- 3 責任者は、個人情報の安全管理が図られるよう、個人情報を扱う役員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報の保存期間)

第7条 個人情報の保存期間は5年間とする。

- 2 保存期間を経過した個人情報は、速やかに廃棄又は消去しなければならない。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 2 7 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 1 0 月 1 1 日から施行する。